

生と調理済み野菜の1kg当たりの単価比較

(単位：円)

市場生野菜	単価①	調理済み野菜	単価②	比較差①-②
生ブロッコリー	347	ブロッコリーカット県産	2,376	△ 2,029
洗いごぼう	186	ごぼうカット	864	△ 678
たまねぎ	108	皮むきたまねぎ	174	△ 66
じゃがいも	102	皮むきじゃがいもカット	497	△ 395
洗いいんこん	476	れんこんいちょう切り	2,268	△ 1,792
ミニトマト	740	トマト洗浄済み・袋入り	1,296	△ 556

※ 市場生野菜の価格は、高松市中央卸売市場価格（平成29年6月・7月実績）

以上のような状況から、高松市の児童・生徒に適切な給食を提供し、生涯、健全な食生活を送るための食育を推進するためには、給食費の改定は避けられない現状にある。

9 消費者物価指数の推移を踏まえた給食費の試算

消費者物価指数は、全国の世帯が購入する財及びサービスの価格等を総合した物価変動を時系列的に明らかにするもので、経済政策や金融政策の基礎資料として利用されるほか、年金額改定の基礎データとなるなど、大変重要な指標であり、毎年、総務省統計局から「消費者物価指数年報」が発行されている。

この消費者物価指数は、西暦年の末尾が0及び5の年に、指数の基準年次を更新する「基準改定」を行い、採用する品目やウエイトなどを見直し、公表する系列の拡充などを行っている。

消費者物価指数の基準改定は1995年(平成7年)以降5年ごとに行ってきたおり、2016年(平成28年)8月に第15次の改定を行い、指数の基準年次を2010年(平成22年)から2015年(平成27年)に更新した。

10大費目のうち、食料に係る指数は、平成22年(2010年)を100として、平成27年(2015年)は106.6となり、前年に比べ、3.1%の上昇となっている。

また、平成27年(2015年)を100として、平成28年は101.7となり、

前年度に比べ1.7%の上昇となっている。

この指数の推移を基に、平成22年度の給食費から平成28年度の給食費を試算した結果、28年度の給食費との比較差は、幼稚園で13円、小学校低学年で13円、小学校中学年で14円、小学校高学年で15円、中学校で16円となった。

また、平成22年度の給食費を100とすると、平成28年度の試算額の上昇率は、幼稚園で108.6%、小学校低学年で108.4%、小学校中学年で108.4%、小学校高学年で108.4%、中学校で108.4%となった(資料「消費者物価指数の推移を踏まえた給食費の試算」参照)。

今後、物資の価格上昇や、平成31年10月から消費税が8%から10%に改定される予定があることなどを踏まえると、この比較差はさらに大きくなると推測される。

参考までに、平成22年度の給食費を100として、消費者物価指数の上昇率108パーセントと消費税の改定分2%の合計110%を乗じた試算(四捨五入)を行った。

(単位：円・%)

区 分	22年度 給食費①	試算額 ②	29年度、 給食費③	比較差 ④	上 昇 率 ⑤
幼稚園	220	242	226	16	107.1
小学校(低)	230	253	236	17	107.2
小学校(中)	245	270	252	18	107.1
小学校(高)	260	286	267	19	107.1
中学校	280	308	288	20	106.9

※1 試算額②=22年度給食費①×110÷100(四捨五入)

2 比較差④=試算額②-29年度給食費③

3 上昇率⑤=試算額②÷29年度給食費③×100

給食費の改定については、原油価格と世界の穀物価格が高騰し、日本国内でも食品価格の上昇が相次いだ平成21年度に、一律20円の改定を実施した経緯もあることから、上記の試算にとらわれることなく、幅広い検討が望まれる。

消費者物価指数の推移を踏まえた給食費の試算

区 分	平成22年度		平成27年度		平成28年度			比 較		
	物価指数	給食費 ①	物価指数 ②(注1)	試算給食費 ③(①×②)	物価指数 ④(注2)	試算給食費 ⑤(③×④)	⑤を四捨 五入⑥	実給食費 ⑦	比較差(円) ⑧(⑥-⑦)	上昇率 ⑨(注3)
幼稚園	100.0	220	106.6	234.52	101.7	238.51	239	226	13	108.6
小・(低)	100.0	230	106.6	245.18	101.7	249.35	249	236	13	108.4
小・(中)	100.0	245	106.6	261.17	101.7	265.61	266	252	14	108.4
小・(高)	100.0	260	106.6	277.16	101.7	281.87	282	267	15	108.4
中学校	100.0	280	106.6	298.48	101.7	303.55	304	288	16	108.4

(注)1 食料に係る指数は平成22年(2010年)を100として、平成27年(2015年)は106.6となっている。

(注)2 食料に係る指数は平成27年(2015年)を100として、平成28年(2016年)は101.7となっている。

(注)3 上昇率⑨は平成22年度の給食費から28年度試算給食費への上昇率を示す。

10 給食費検討委員会の意見

委員会は、平成30年度の給食費の在り方について協議を行うため、物資価格と給食事業の収支状況、学校給食における栄養面での現状、消費者物価指数等を踏まえ、給食費の在り方について、7月14日と8月24日に委員会を開催した。

その結果、物資の価格上昇等により、限られた給食費の中で、本来必要とされる児童・生徒の栄養摂取量が不足している学年もあり、また、給食事業の維持が厳しい状況の中で、学校給食の目標の達成に努めるとともに、児童・生徒の健全育成に必要な栄養素の摂取を達成するためには、給食費の改定はやむを得ないとの意見集約がなされた。

なお、給食費の改定について委員会の中でも試算を行ったが、市給食会の権限外に及ぶ内容もあることから、学校給食の目的を踏まえ、権限を有する行政における適切な判断が望まれる。

11 平成29年度給食費検討委員会委員名簿

役員名	氏名	役職名
委員長	岩城利行	高松市立香西小学校長
副委員長	大松雄一郎	高松市立山田中学校長
委員	柴田美紀	高松市PTA連絡協議会副会長 (木太小学校PTA)
"	杉本勝利	高松市PTA連絡協議会副会長 (香東中学校PTA)
"	大熊美紀子	高松市立一宮小学校栄養教諭
"	佐々木秀美	高松市立木太南小学校副主幹
"	杉山知代喜	高松市立浅野小学校長
"	金崎美穂	高松市立屋島小学校長
"	西岡享史	高松市教育委員会保健体育課主幹

12 公益財団法人高松市学校給食会委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人高松市学校給食会（以下「この法人」という。）定款第45条に基づき、次の委員会を設置し、委員会の構成および運営に関し、必要な事項について規定することにより、この法人が行う事業の円滑な推進に寄与することを目的とする。

- (1) 献立委員会
- (2) 物資購入委員会
- (3) 給食費検討委員会

(所掌事務)

第2条 献立委員会は、学校給食の献立の充実ならびに食育の推進を支援することにより、児童生徒の心身の健全な発達ならびに市民の豊かな食生活の実現に寄与するため、次の事務を行う。

- (1) 学校給食の献立に関する調査・研究
- (2) 学校給食の献立の決定
- (3) 給食の調理方法および食品の栄養品質に関すること
- (4) その他献立作成に必要な事項

2 学校給食の献立を円滑に作成するため、献立委員会に献立原案作成部会、献立草案検討会および学校給食管理システム検討会を置く。

3 献立原案作成部会は、次の事務を行う。

- (1) 献立委員会に提出する献立原案の作成
- (2) 献立原案の作成に必要な調査、研究
- (3) その他献立原案の作成に必要な事項

4 献立草案検討会は、次の事務を行う。

- (1) 献立原案作成部会に提出する献立草案の作成
- (2) 献立草案の作成に必要な調査、研究
- (3) その他献立草案の作成に必要な事項

5 学校給食管理システム検討会は、次の事務を行う。

- (1) 学校給食管理システムに関する調査・研究
- (2) その他学校給食管理システムの運用に必要な事項

第3条 物資購入委員会は、学校給食に必要な物資の品質向上、価格の適正化および供給の合理化等に関し最善を期すため、次の事務を行う。

- (1) 公正で適正な給食用物資の選定および購入価格の決定
- (2) 給食用物資に関する調査・研究
- (3) 給食用物資の配給及び衛生管理に関すること

(4) その他給食物資の購入に必要な事項

第4条 給食費検討委員会は、学校給食の充実および食材の産地や価格ならびに物価変動等の情報の収集・分析に基づく給食費の適正化について検証するため、次の事務を行う。

- (1) 学校給食費に関する調査・研究
- (2) 学校給食費に関する審議
- (3) その他学校給食費の適正化に必要な事項

2 給食費検討委員会は、前項第2号の審議を行った結果について、理事長に報告するものとする。

(委員等)

第5条 献立委員会および物資購入委員会は、それぞれ18名以内の委員で構成するものとし、次に掲げる者のうちから理事会が選任し、理事長が委嘱するものとする。ただし、この法人の評議員および監事は、委員になることができない。

- (1) この法人の理事
- (2) 高松市教育委員会職員
- (3) 高松市立小中学校の校長（副校長を含む）
- (4) 高松市立小中学校の栄養教諭
- (5) 高松市学校給食調理員
- (6) 高松市PTA連絡協議会役員
- (7) 高松市保健所職員
- (8) 学識経験者

2 献立原案作成部会は、11名以内の会員で構成するものとし、次に掲げる者のうちから献立委員会が選任し、理事長が委嘱する。

- (1) 高松市教育委員会職員
- (2) 高松市立小中学校の栄養教諭
- (3) 高松市学校給食調理員

3 献立草案検討会は、18名以内の会員で構成するものとし、次に掲げる者のうちから献立委員会が選任し、理事長が委嘱する。

- (1) 高松市教育委員会職員
- (2) 高松市立小中学校の栄養教諭

4 学校給食管理システム検討会は、15名以内の会員で構成するものとし、次に掲げる者のうちから献立委員会が選任し、理事長が委嘱する。

- (1) 高松市教育委員会職員
- (2) 高松市立小中学校の栄養教諭

第6条 給食費検討委員会は、10名以内の委員で構成するものとし、次に掲げる者のうちから理事会が選任し、理事長が委嘱するものとする。ただし、この法人の評議員および監事は、委員になることができない。

- (1) 高松市立小学校長（副校長を含む）
 - (2) 高松市立中学校長
 - (3) 高松市立小学校PTA役員
 - (4) 高松市立中学校PTA役員
 - (5) 高松市立小中学校の栄養教諭
 - (6) 高松市学校給食調理員
 - (7) 献立委員会委員
 - (8) 物資購入委員会委員
 - (9) 高松市教育委員会職員
- （任期）

第7条 第1条に規定する委員会（以下「委員会」という。）の委員（以下「委員」という。）ならびに第2条第2項に規定する部会および検討会（以下「部会等」という。）の会員（以下「会員」という。）の任期は、この法人の会計年度の最初（公益財団法人移行の年度については、移行後2回目）に開催される理事会の翌日から次の会計年度の最初に開催される理事会の日までとし、再任を妨げない。

- 2 捕欠または増員により選任された委員ならびに会員の任期は、前任者または現任者の残存期間とする。
- 3 委員ならびに会員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

（報酬）

第8条 委員には、委員会に出席したときには、1回につき6,500円の報酬を支給することができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育公務員特例法第2条に規定する校長および教員または地方公務員法第3条に規定する一般職の公務員の立場にある委員が公務中に開催される委員会に出席した場合等には、報酬を支給しないものとする。

（報酬の支給方法）

第9条 委員の報酬の支給については、法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に支給する。

- 2 前項の報酬は、支給要件の発生の都度、通貨をもって本人へ直接支給、または、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（費用）

第10条 委員ならびに会員が委員会または部会等に出席するために要する交通費を支給することができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第8条で規定する報酬を支給する委員ならびに会員には、前項の交通費は支給しないものとする。
- 3 第1項で規定する費用の額は、別に定める規程に基づき決定するものとする。

(費用の支給方法)

第11条 前条の交通費については、支給要件の発生の都度、通貨をもって本人へ直接支給するものとする。

(委員長等)

第12条 委員会には、互選による委員長および副委員長を置く。

2 部会等には、互選による会長を置く。

(会議)

第13条 委員会の会議は、理事会において決定する委員名簿および年間予定表に基づき開催する。

2 委員会は、理事長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が欠けたときまたは委員長に事故があるときは、副委員長がその議長になる。

3 部会等は、理事長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、出席した会員から議長を決定する。

4 献立委員会および物資購入委員会の委員長は、会議に献立当番の栄養教諭の出席を求めるものとする。また、第5条第4号の委員が欠けたときは、委員以外の栄養教諭を招集することができる。

5 献立原案作成部会および献立草案検討会の会長は、会議に献立当番の栄養教諭の出席を求めるものとする。また、第5条第4号の委員が欠けたときは、委員以外の栄養教諭を招集することができる。

6 前2項により、会議に出席した栄養教諭に対し、第10条第1項の費用を支給できるものとする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(委任)

第15条 委員会ならびに部会等の運営その他この規程の施行に必要な事項は、理事長が定める。

附則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 財団法人高松市学校給食会献立委員会規程（昭和54年年12月17日施行，平成6年4月1日改正，平成10年4月1日改正），財団法人高松市学校給食会物資購入委員会規程（昭和54年年12月17日施行，平成6年4月1日改正，平成10年4月1日改正），財団法人高松市学校給食会給食費検討委員会（平成9年8月26日施行）および財

団法人高松市学校給食会献立原案作成部会規程（平成6年4月1日施行）は、この規程の施行の日に廃止する。